

障害者差別解消法が 施行されます

健康福祉課高齢・障害係 ☎ 25 1183

【障害者差別解消法とは？】

障がい者のかたがたが、障がいのあることで働けなかったり、さまざまな活動に参加できなかったりするという現状があります。

こういった障がい者のかたがたが受ける制限は、個人の障がいによるものではなく、社会におけるさまざまな障壁（日常生活や社会生活を営む上で妨げとなる慣行や文化、人々の意識や考え方、法律や制度、道路や建物）によって生じます。

社会的障壁を取り除き、障がいのある人もない人も、ともに人格と個性が尊重される住みやすい社会を実現していくため、「障害者差別解消法」が4月1日から施行されます。

障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」をしないことと、「合理的配慮」をすることが定められています。

「不当な差別的取扱い」とは、正当な理由なく、“障がいがある”というだけでサービスの提供を拒否したり、制限や条件を付けたりする行為を言います。

「合理的配慮」とは、障がい者一人一人の状況や必要に応じた変更、調整などを、お金や労力などの負担がかかりすぎない範囲で行うことを言います。

障害者差別解消法は、次のとおり市役所などの行政機関や民間事業者を適用対象としています。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮
市役所などの行政機関	してはいけない	しなければならない
民間事業者	してはいけない	するように努力

障害者差別解消法に関する相談窓口について

「不当な差別的取扱い」を受けたなどの困りごとがあるかたは、下記の相談窓口まで相談してください。

【相談窓口】

健康福祉課高齢・障害係

☎ 251183

FAX 251154

〒517-0022

鳥羽市大明東町2番5号

(保健福祉センターひだまり1階)

まずは、「障がい」の理解から

この障害者差別解消法では、「障がい」のあるすべての人を対象としています。「障がい」には、身体・知的・精神障がいや発達障がい、難病などさまざまな種類が存在します。障がいを持つかたの困難（社会的障壁）も、一人一人違います。それらの社会的障壁を取り除くためには、障がいのあるかたへの心遣い（配慮）が不可欠です。

相手の立場になって、どのようなことで困っているかを考え、自分ができることを行っていきましょう。